

○志木市いろは健康 2 1 プラン推進事業実行委員会設置要綱

平成 2 6 年 5 月 1 9 日

告示第 1 5 3 号

改正 平成 2 6 年 9 月 3 0 日告示第 2 2 1 号

平成 2 8 年 6 月 3 日告示第 1 2 3 号

(設置)

第 1 条 市民との協働により、市民の健康寿命の延伸及びスポーツを通じた健康づくりとにぎわいの創出を図ることを目的として、いろは健康 2 1 プラン推進事業（以下「推進事業」という。）の企画及び運営を行うため、志木市いろは健康 2 1 プラン推進事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 実行委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 推進事業の企画及び運営に関すること。
- (2) 推進事業の予算及び決算に関すること。
- (3) その他目的の達成のために必要な事項

(組織)

第 3 条 実行委員会は、推進事業の目的に賛同する者をもって組織する。

2 実行委員会の委員の任期は、当該実行委員会の目的が達せられたときまでとする。

(役員)

第 4 条 実行委員会は、委員の互選により次の役員を置く。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 副委員長 1 名
- (3) 会計 1 名
- (4) 監事 1 名

(役員の仕事)

第 5 条 委員長は、実行委員会を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 会計は、現金の出納、保管、管理等会計に関する事務を行う。

4 監事は、会計を監査する。

(会議)

第6条 実行委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(経費)

第7条 第2条に規定する事項に要する経費は、市委託料、補助金その他の収入をもって充てる。

(専決処分)

第8条 委員長は、会議を招集するいとまがないとき、又は軽易な事項については、これを専決処分することができる。

(庶務)

第9条 実行委員会の庶務は、健康福祉部健康政策課において処理する。

(平28告示123・一部改正)

(会議の記録等)

第10条 健康福祉部健康政策課長(次項において「課長」という。)は、会議の経過及び結果を記録し、保管しておかなければならない。

2 課長は、前項の規定により記録した書面を、別に定めるところにより公表する。

(平26告示221・追加、平28告示123・一部改正)

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

(平26告示221・旧第10条繰下)

附 則

この告示は、平成26年5月19日から施行する。

附 則(平成26年告示第221号)

この告示は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成28年告示第123号)

この告示は、公布の日から施行する。